

五泉市地域おこし協力隊フェイスブックページ利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、五泉市（以下「市」という。）が情報伝達の充実を図るため、五泉市フェイスブックページ（以下「ページ」という。）を情報相互提供媒体として運用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フェイスブックページ フェイスブック社の提供するソーシャルメディアサービスをいう。
- (2) 利用者 ページの利用者をいう。

(運営主体)

第3条 ページの運営主体は市とし、総括管理は企画政策課が行うものとする。
2 ページアドレスは、<https://www.facebook.com/gosen.kyouryokutai> とする。

(情報発信)

第4条 市がページに情報の発信を行うことができる項目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 五泉市のイベント情報や地域情報など、五泉市の魅力を発信するもの
- (2) 五泉市地域おこし協力隊に関する情報
- (3) その他市長が適当と認めるもの

(遵守事項)

第5条 利用者は、ページの利用に際して、次の各号に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 市、他の利用者又は第三者の権利又は財産を侵害する行為
- (2) 市若しくはその他の利用者又は第三者を誹謗中傷し、侮辱し、名誉、信用等を毀損し、及びプライバシー等を侵害（市、その他の利用者又は第三者のメールアドレス、電話番号、住所等の個人の特定につながる情報を開示する行為を含む。）し、又は業務を妨害する行為
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に違反する行為
- (4) 宗教団体その他の団体・組織への加入を勧誘する行為
- (5) 出資、寄付、資金提供又は物品若しくはサービスの購入等を勧誘す

る行為

- (6) 市が不適切と判断する他のウェブサイトを紹介し、若しくはその閲覧を勧誘する行為又はページをファイルのダウンロードとして利用する行為
 - (7) ページを利用して市、他の利用者又は第三者に対し、コンピュータのソフト・ハードの正常な機能を阻害するウィルス等の有害なプログラム、ファイル等を発信する行為
 - (8) ページに掲載する正当な権限を有しない情報又はコンテンツを掲載する行為
 - (9) 市及び利用者又は第三者によるページの提供及び利用を阻害する行為
 - (10) ページに対しハッキング等の不正行為によりアクセスする行為及びページの全部又は一部を監視若しくは複製する行為
 - (11) その他フェイスブック利用規約、公序良俗、法令若しくは刑罰法規に違反し、又はその他市が不適切と判断する行為
- 2 利用者は、ページの利用に関し第三者に損害を与えた場合、自己の責任及び費用において当該損害を賠償し、又は当該第三者との紛争を解決するものとし、市に一切迷惑をかけないものとする。
 - 3 市は、ページの利用に関連して発生した利用者の損害について、当該損害が市又は市職員の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。
 - 4 市は、利用者がこの規約に違反して市に損害を与えた場合、当該利用者に対し、損害賠償を請求できるものとする。

(利用者からの投稿への対応)

- 第6条 市は、利用者から市に向けての投稿に対し、可能な範囲で返信する。ただし、市からの発信情報と関係がない投稿及び不適切と判断した投稿については返信しない。
- 2 市がページ上で返信することが困難であると判断した場合は、五泉市ホームページのご意見・お問合せを利用するよう通知する。

(投稿の削除)

- 第7条 市は、利用者がこの規約のいずれかの条項に違反した場合、当該利用者に対し、事前に何ら通知することなく、違反の態様、程度等に応じ、利用者がサイト上に掲載した情報、内容等の削除その他必要な措置をとることができるものとする。

(掲載された情報についての免責)

第8条 市は、ページに掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、市の故意又は重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。

2 市は、ページを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、一切責任を負わないものとする。

(知的所有権の扱い)

第9条 利用者は、ページの利用に際して、ページ上に掲載し、又は市に対して電子メール等で送信した全ての情報、内容等の著作権を無償で市に譲渡し、市による当該情報、内容等の利用に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

2 利用者は、著作権法(昭和45年法律第48号)で認められる範囲を超えて、ページにおける情報、内容等を無断で利用してはならない。

(管轄裁判所)

第10条 ページの利用及びこの規約に伴う紛争については、新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成29年5月1日から施行する。